

目次

凡例	xii
第一章 総則	
第一条(目的)	1
第二条(定義)	11
第三条(基本理念)	69
第二章 国及び地方公共団体の責務等	
第四条(国の責務)	70
第五条(地方公共団体の責務)	72
第六条(法制上の措置等)	74
第三章 個人情報保護に関する施策等	
第一節 個人情報保護に関する基本方針	
第七条	76
第二節 国の施策	
第八条(国の機関等が保有する個人情報の保護)	86
第九条(地方公共団体等への支援)	87
第十条(苦情処理のための措置)	90
第十一条(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)	92
第三節 地方公共団体の施策	
第十二条(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)	94
第十三条(区域内の事業者等への支援)	96
第十四条(苦情の処理のあっせん等)	97
第四節 国及び地方公共団体の協力	
第十五条	99
第四章 個人情報取扱事業者等の義務等	
第一節 総則	
第十六条(定義)	100
第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務	
第十七条(利用目的の特定)	127

第十八条(利用目的による制限)	135
第十九条(不適正な利用の禁止)	146
第二十条(適正な取得)	150
第二十一条(取得に際しての利用目的の通知等)	160
第二十二条(データ内容の正確性の確保等)	170
第二十三条(安全管理措置)	173
第二十四条(従業者の監督)	186
第二十五条(委託先の監督)	189
第二十六条(漏えい等の報告等)	193
第二十七条(第三者提供の制限)	215
第二十八条(外国にある第三者への提供の制限)	255
第二十九条(第三者提供に係る記録の作成等)	294
第三十条(第三者提供を受ける際の確認等)	307
第三十一条(個人関連情報の第三者提供の制限等)	324
第三十二条(保有個人データに関する事項の公表等)	345
第三十三条(開示)	356
第三十四条(訂正等)	375
第三十五条(利用停止等)	380
第三十六条(理由の説明)	400
第三十七条(開示等の請求等に応じる手続)	401
第三十八条(手数料)	407
第三十九条(事前の請求)	410
第四十条(個人情報取扱事業者による苦情の処理)	413

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

第四十一条(仮名加工情報の作成等)	415
第四十二条(仮名加工情報の第三者提供の制限等)	447

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

第四十三条(匿名加工情報の作成等)	453
第四十四条(匿名加工情報の提供)	472
第四十五条(識別行為の禁止)	474
第四十六条(安全管理措置等)	476

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

第四十七条(認定)	477
第四十八条(欠格条項)	492
第四十九条(認定の基準)	494
第五十条(変更の認定等)	497

第五十一条(廃止の届出)	501
第五十二条(対象事業者)	503
第五十三条(苦情の処理)	506
第五十四条(個人情報保護指針)	509
第五十五条(目的外利用の禁止)	515
第五十六条(名称の使用制限)	517

第六節 雑則

第五十七条(適用除外)	518
第五十八条(適用の特例)	535
第五十九条(学術研究機関等の責務)	550

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則

第六十条(定義)	552
----------	-----

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

第六十一条(個人情報の保有の制限等)	575
第六十二条(利用目的の明示)	580
第六十三条(不適正な利用の禁止)	582
第六十四条(適正な取得)	585
第六十五条(正確性の確保)	586
第六十六条(安全管理措置)	587
第六十七条(従事者の義務)	598
第六十八条(漏えい等の報告等)	600
第六十九条(利用及び提供の制限)	614
第七十条(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)	621
第七十一条(外国にある第三者への提供の制限)	623
第七十二条(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)	639
第七十三条(仮名加工情報の取扱いに係る義務)	642

第三節 個人情報ファイル

第七十四条(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)	648
第七十五条(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	661

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示

第七十六条(開示請求権)	670
第七十七条(開示請求の手続)	674

第七十八条(保有個人情報の開示義務)	687
第七十九条(部分開示)	704
第八十条(裁量的開示)	706
第八十一条(保有個人情報の存否に関する情報)	707
第八十二条(開示請求に対する措置)	708
第八十三条(開示決定等の期限)	713
第八十四条(開示決定等の期限の特例)	717
第八十五条(事案の移送)	720
第八十六条(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	726
第八十七条(開示の実施)	731
第八十八条(他の法令による開示の実施との調整)	741
第八十九条(手数料)	743

第二款 訂正

第九十条(訂正請求権)	756
第九十一条(訂正請求の手続)	758
第九十二条(保有個人情報の訂正義務)	764
第九十三条(訂正請求に対する措置)	765
第九十四条(訂正決定等の期限)	768
第九十五条(訂正決定等の期限の特例)	770
第九十六条(事案の移送)	771
第九十七条(保有個人情報の提供先への通知)	773

第三款 利用停止

第九十八条(利用停止請求権)	774
第九十九条(利用停止請求の手続)	776
第一百条(保有個人情報の利用停止義務)	781
第一百一条(利用停止請求に対する措置)	783
第一百二条(利用停止決定等の期限)	785
第一百三条(利用停止決定等の期限の特例)	786

第四款 審査請求

第一百四条(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)	787
第一百五条(審査会への諮問)	793
第一百六条(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)	799
第一百七条(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)	810

第五款 条例との関係

第百八条	812
------	-----

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

第百九条(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)	814
第百十条(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)	821
第百十一条(提案の募集)	825
第百十二条(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)	827
第百十三条(欠格事由)	835
第百十四条(提案の審査等)	837
第百十五条(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)	843
第百十六条(行政機関等匿名加工情報の作成等)	844
第百十七条(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)	851
第百十八条(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)	853
第百十九条(手数料)	859
第百二十条(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)	869
第百二十一条(識別行為の禁止等)	871
第百二十二条(従事者の義務)	875
第百二十三条(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	876

第六節 雑則

第百二十四条(適用除外等)	880
第百二十五条(適用の特例)	883
第百二十六条(権限又は事務の委任)	889
第百二十七条(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)	893
第百二十八条(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)	897
第百二十九条(地方公共団体に置く審議会等への諮問)	898

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等

第百三十条(設置)	900
第百三十一条(任務)	905
第百三十二条(所掌事務)	906
第百三十三条(職権行使の独立性)	912
第百三十四条(組織等)	913
第百三十五条(任期等)	917
第百三十六条(身分保障)	920

第三百三十七条(罷免)	922
第三百三十八条(委員長)	923
第三百三十九条(会議)	924
第三百四十条(専門委員)	927
第三百四十一条(事務局)	929
第三百四十二条(政治運動等の禁止)	933
第三百四十三条(秘密保持義務)	935
第三百四十四条(給与)	937
第三百四十五条(規則の制定)	938

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督

第三百四十六条(報告及び立入検査)	939
第三百四十七条(指導及び助言)	944
第三百四十八条(勧告及び命令)	945
第三百四十九条(委員会の権限の行使の制限)	957
第三百五十条(権限の委任)	961
第三百五十一条(事業所管大臣の請求)	972
第三百五十二条(事業所管大臣)	974

第二款 認定個人情報保護団体の監督

第三百五十三条(報告の徴収)	976
第三百五十四条(命令)	978
第三百五十五条(認定の取消し)	980

第三款 行政機関等の監視

第三百五十六条(資料の提出の要求及び実地調査)	982
第三百五十七条(指導及び助言)	989
第三百五十八条(勧告)	990
第三百五十九条(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)	991
第三百六十条(委員会の権限の行使の制限)	992

第三節 送達

第三百六十一条(送達すべき書類)	993
第三百六十二条(送達に関する民事訴訟法の準用)	998
第三百六十三条(公示送達)	1001
第三百六十四条(電子情報処理組織の使用)	1004

第四節 雑則

第一百六十五条(施行の状況の公表)	1005
第一百六十六条(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め)	1007
第一百六十七条(条例を定めたときの届出)	1008
第一百六十八条(国会に対する報告)	1011
第一百六十九条(案内所の整備)	1013
第一百七十条(地方公共団体が処理する事務)	1014

第七章 雑則

第一百七十一条(適用範囲)	1016
第一百七十二条(外国執行当局への情報提供)	1031
第一百七十三条(国際約束の誠実な履行等)	1037
第一百七十四条(連絡及び協力)	1038
第一百七十五条(政令への委任)	1039

第八章 罰則

第一百七十六条	1040
第一百七十七条	1047
第一百七十八条	1048
第一百七十九条	1052
第一百八十条	1055
第一百八十一条	1056
第一百八十二条	1057
第一百八十三条	1059
第一百八十四条	1060
第一百八十五条	1063
索引	1065